

他自治体議会における議会モニター制度の状況

区分	設置目的	議会モニターについて	議会モニターの主な役割
■四日市市議会	市民からの要望、提言等の意見を広く聴取し、市議会の運営等に反映させる。	○定員、任期：50 名程度（年齢 18 歳以上の市民）、1 年間（再任 1 回のみ可） ○委嘱：24 地区市民センター長に推薦を依頼。四日市大学に学生の推薦を依頼。一般公募。H24：49 人、H20～H23：42 人 ○報酬：無報酬（記念品または交通費相当額を支給）	○会議を傍聴し、会議運営に関する意見を文書で提出。 ○市議会だより及びホームページに関する意見を文書で提出。 ○市議会（広聴広報会議委員）と年 1～3 回意見交換。H19～常任委員会委員と意見交換。
■北名古屋市議会	市民から議会活動、議員活動についての意見、要望等を聴取し、市民ニーズを反映した議会運営を図る。	○定数、任期：10 人（満 18 歳以上の市民）、1 年間（再任可） ○委嘱：公募。H20：4 人、H21：6 人、H22：5 人 ○謝礼：予算の範囲内	○会議を傍聴し、議会運営に関する意見提案を文書により提出。 ○広報関係は対象外。議員との意見交換会なし。
■防府市議会	市民の意見を広く聴取し、議会活動及び委員会活動に反映させる。	○定数、任期：10 人（満 18 歳以上の市民）、2 年間 ○委嘱：公募。H23～H24：11 人。 ※議長が適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。 ○謝礼：予算の範囲内	○会議を傍聴し、議会運営に関する意見を文書により提出。 ○議会だより、議会ホームページに関する意見を文書で提出。 ○市議会議員との意見交換 ○議会が行うアンケート、調査等に回答。
■佐伯市議会	広く市民や有識者の声に耳を傾け開かれた民主的な議会を構築する。	（1）一般モニター：一般市民によるモニター ○定数、任期：20 人（満 20 歳以上）、2 年間（再任可） ○委嘱：公募、応募者のうちから議長が委嘱、H24：15 人 ○謝金：予算の範囲内 （2）団体モニター：市民団体によるモニター ○定数、任期：30 団体以内（満 18 歳以上）、2 年間（再任可） ○委嘱：議長が適当と認める団体を指定、委嘱、H24：27 人 ○謝金：予算の範囲内	○会議を傍聴し、議会運営に関する意見を文書により提出。 ○市議会議員との意見交換 ○議会が行うアンケート、調査等に回答。 ○団体モニターは当該団体の代表者とする。